



様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	(電話番号)	常時使用する労働者数
社会福祉事業	社会福祉法人西海市社会福祉協議会 本所	長崎県西海市西海町黒口郷1477-1	(0959-29-4081)	57人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定日 (算)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
35人 (0人)	1年間 (平成21年4月1日)	協定別表・勤務割表のとおり	40時間00分	1年間
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	10時間00分 (8時間00分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	52時間00分 (40時間00分)	対象期間中の総労働日数
242日				
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数		6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数		1日間

旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	10時間	00分
旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	10時間	00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	52時間	00分
旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	52時間	00分

協定の成立年月日 平成 21 年 3 月 31 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

平成 21 年 4 月 30 日

職務課職員

氏名 西山 初美

使用者 氏名

社会福祉法人

西海市社会福祉協議会

会長 福岡 昭和

長崎 労働基準監督署長 殿

記載心得

1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。

2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。

1年単位の変形労働時間制に関する協定



社会福祉法人西海市社会福祉協議会 と 職員代表 中村 嘉代子 は
1年単位の変形労働時間制に関し次のとおり協定を締結します。

記

(対象者)

第1条 対象者はすべての職員及び契約職員に適用します。

ただし、次の者には適用しません。

- (1) 妊娠中または産後1年を経過しない女性職員より、本制度の適当免除を申し出た者
- (2) 育児や介護を行う職員、職業訓練又は教育を受ける職員、その他特別の配慮を要する職員に該当する者から、本制度の適用免除を申し出た者

(対象期間)

第2条 変形期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までとします。

(特定期間)

第3条 特定期間は定めないとします。

(勤務時間)

第4条 第2条の期間の勤務時間は別表の事業場毎の勤務割表により、労働日、休日、各労働日ごとの始業時刻・終業時刻・休憩時間を明記します。

(時間外手当)

第5条 所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払います。

(中途採用、中途退職、中途異動等の割増賃金)

第6条 中途採用、中途退職、中途異動等の割増賃金は、対象期間中実際に労働させた期間を平均し1週間あたり40時間を超えた期間について時間外手当を支払います。

実際に労働した期間の総労働時間＝

(40×当該労働時間の歴日数／7)

(有効期間)

第7条 有効期間は平成21年4月1日から1年間とします。

平成21年 3月31日

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

会 長 福 岡 昭 和

職員代表

中村 嘉代子